

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提訴について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、福祉資金貸付金の償還に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和2年2月27日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

記

1 相手方

愛知県岡崎市在住者

2 訴えの要旨

足立区は、足立区婦人福祉資金貸付条例に基づき、平成9年4月10日に貸し付けた金額のうち、45万6750円及び延滞金並びに訴訟費用を請求する。

3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。